

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 汚水等排出施設を追加すること。（第三条第一項関係）

第二 一・四―ジオキサン又は塩化ビニルモノマーを含む排出水を排出する汚水等排出施設を別表第一に追加すること。（別表第一関係）

第三 施行期日等（附則関係）

- 一 この政令は、公布の日から施行すること。
- 二 この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めることとする。